

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月30日から同年5月1日まで

私が所有しているA社の給与明細書では、13回分の厚生年金保険料控除が確認できるのに、厚生年金保険加入月数は12か月となっている。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、その給与明細書の保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B厚生年金基金に保管されていた加入員資格喪失届の資格喪失年月日に平成9年4月30日と記載されていることから、厚生年金保険の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

石川国民年金 事案453（事案354、380及び422の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年9月から61年3月までの期間及び62年4月から63年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から63年2月まで

第三者委員会から平成23年8月26日付けで記録訂正が必要とまでは言えないとの通知を受けたが、私のオンライン記録を確認したところ、第三者委員会の判断は事実と著しく違っており、非あつせんとの結論には納得できない。再度検討し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれていたとしているが、父親は既に他界しており当時の状況は不明である上、父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無いほか、当時、申立人の家族で国民年金に加入していた者がおらず、その父親が申立人の国民年金の加入手続や保険料を納付していたと推認できる周辺事情をうかがえないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年6月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てにおいて、申立人は、申立期間当時の周辺事情を証する資料として新たに両親に係るねんきん特別便の写しを提出したほか、新たな記憶として父親と共に社会保険事務所（当時）へ赴き、申立人に係る国民年金の加入手続をしたとしているが、これらの資料及び記憶では、委員会の当初の決定を変更すべき事情を推察することはできないことから、平成23年1月21日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行わ

れている。

さらに、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立期間について再度申立てを行っているが申立期間の国民年金保険料の納付を示す新たな事情の申立ては無く、当初の主張を繰り返すのみであり、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、平成 23 年 8 月 26 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、年金記録の訂正は必要でないとする判断に納得できないとして再度申立てを行っているが申立期間の国民年金保険料の納付を示す新たな事情の申立ては無く、当初の主張を繰り返すのみであり、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間のうち、昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から 63 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月

申立期間に当たる平成10年6月の1か月は、夫の退職及び再就職による国民年金保険料の納付漏れがあった時で、納付が遅れたため、A社会保険事務所（当時）から督促状が届いたので、後日、同所に出向き、その保険料の支払をした覚えがあるので、未納と記録されている10年6月を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期に覚えはないが、申立期間の国民年金保険料を督促され、A社会保険事務所に出向き、一度だけ保険料を納付したと主張している。

しかし、申立期間である平成10年当時は、申立人の住所地を管轄外とするA社会保険事務所の窓口では、申立人の国民年金保険料を収納することはできず、同所で収納が可能となる14年4月以降では、申立期間の国民年金保険料は、その納期限から2年以上を経過しており時効で収納することができない。

また、申立人は、平成14年7月の保険料を15年6月に納付しており、督促に基づく納付は一度きりであるとしていることから、申立人が納付したと記憶しているのは14年7月の保険料であると判断できる。

このほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から47年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から47年3月まで
私の国民年金保険料が還付されているとの説明を年金事務所から受けたが、還付金を受け取った記憶がないので還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料について、国民年金被保険者台帳の納付記録及び申立人が提出した国民年金手帳の国民年金印紙検認記録により納付されていたことが確認できるものの、申立期間は厚生年金保険被保険者期間であることから、制度上、当該期間は国民年金に加入することができず、当該期間の保険料が還付されることについて不自然な点は見当たらない。

また、国民年金被保険者台帳の摘要欄に「47. 10. 18 37. 4 47. 3 ㊦29,400」と記載され、申立期間に係る同台帳の納付月数欄を斜線で抹消の上、還付の印が押されており、還付金額を含めその記載内容に不合理な点は見当たらない。

さらに、申立人は厚生年金保険に加入したにもかかわらず国民年金保険料を長期間にわたり納付していたが、申立期間の保険料の還付決定が行われた昭和47年度以降は納付していないことから、この時期に申立人が重複加入を認識したことがうかがわれる。

このほか、申立人から聴取しても、保険料の還付を受けた記憶が無いというほか、申立期間の保険料の還付を受けていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 7 月 31 日まで
私の A 社に係る申立期間の標準報酬月額が 11 万 8,000 円となっており、前年の 12 万 6,000 円より下がっている。当時、毎年昇給しており申立期間の報酬月額は 13 万円ぐらいではないかと思う。確認できる資料は無いが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、昭和 52 年 10 月 1 日に 11 万 8,000 円で定時決定されており、従前の標準報酬月額の 12 万 6,000 円から 1 等級下がっていることは確認できる。

しかし、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無く、同名簿に不自然な点は見当たらない上、申立期間当時、A 社が加入していた B 厚生年金基金及び C 健康保険組合における申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、いずれも、オンライン記録の標準報酬月額（11 万 8,000 円）と同額であることが確認できる。

また、A 社は既に閉鎖しており、閉鎖時の事業主も当時の書類は無い旨の回答をしていることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することはできないが、同僚が保有する申立期間の給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、同社は、申立人についてもオンライン記録どおりの厚生

年金保険料を控除していたものと推認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 30 日から 36 年 4 月 26 日まで
② 昭和 38 年 3 月 2 日から 39 年 5 月 26 日まで

私は、昭和 35 年 1 月に A 社に入社し、42 年 3 月まで継続して勤務していたのに、厚生年金保険の記録はその途中の期間が空白となっている。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、A 社において継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、昭和 30 年代から 42 年まで厚生年金保険が継続している同僚 4 人の雇用保険を確認したところ、いずれも厚生年金保険と雇用保険の記録はほぼ一致しており、継続して勤務していたことが確認できるが、申立人の雇用保険の記録は継続しておらず、申立人が継続して勤務していたことが確認できない。

また、申立人と同じ時期に同じ標準報酬月額で資格取得し申立期間にも在籍が確認できる者と申立人のその後の標準報酬月額を比較すると、申立人の標準報酬月額は低く、その上昇額に著しい差が生じていることが確認できる。

さらに、A 社は既に廃業しており、同社の最後の事業主は、同社工場の全焼により当時の資料は残っていないと回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A 社の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人は昭和 35 年 1 月から 42 年 3 月の間に同社で 3 つの健保番号が払い出されており、同社で 2 回の厚生年金保険の空白期

間が確認できる上、申立期間①の前後の厚生年金保険被保険者期間については、それぞれ新規に異なった厚生年金保険被保険者証記号番号が払い出されていることから、同社が申立人について複数回の資格取得届及び資格喪失届を提出していた状況がうかがえる。

このほか申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 52 年 3 月まで
私は、申立期間についてA社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、勤務の始期及び終期は不明であるが、申立人が、申立期間の時期にA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、複数の同僚は厚生年金保険に加入していない者がいた旨の供述をしており、その中の一人は、「年金記録が無いのであれば、加入していなかったのだろう。A社は小さな会社であったから全員を年金に加入させていなかった。」と述べている上、申立人が記憶する同僚で同社に係る厚生年金保険の加入記録が無い者もいることから、同社では、当時、従業員全員を厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえない。

また、A社は、社会保険関係の書類や賃金台帳等は廃棄しており、申立人も、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、申立人の同社における厚生年金保険の加入及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において、申立人の名前は無く、健康保険整理番号は順番に払い出されており欠番も無い上、雇用保険の記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。